

第3期特定健康診査等実施計画

ベシアグループ健康保険組合

平成30年4月

I. はじめに

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第一期及び第二期は五年を一期としていたが、医療費適正化計画が六年を一期に見直されたことを踏まえ、第三期（平成 30 年度以降）からは六年を一期として策定することとする。

2. ベイシアグループ健康保険組合の現状

当健康保険組合は、小売業を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。平成 30 年 3 月末現在の事業所数は 29 か所で、関東に所在する。ただし、店舗は全国に点在している。

当健康保険組合に加入している被保険者、被扶養者の状況は以下の通りである。

平成 30 年 3 月末現在

種類	加入数（人）			平均年齢（歳）		
		男	女		男	女
被保険者	13,745	6,070	7,675	43.55	40.11	46.27
被扶養者	6,524	2,207	4,317	22.55	12.20	27.83

特定健康診査については、被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく事業所での定期健康診断と併せて実施、もしくは当健康保険組合が実施する人間ドック・一般健診・巡回健診等（特定健康診査項目を含む）を受診している。被扶養者、任意継続被保険者は当健康保険組合が実施する人間ドック・一般健診・巡回健診等（特定健康診査項目を含む）を受診、もしくは集合契約において委託する特定健診機関にて特定健康診査項目を含む各健診コースを受診している。

特定保健指導については、被保険者は当健康保険組合の保健師、もしくは外部委託機関の保健師等により実施している。被扶養者は集合契約において委託する特定保健指導機関にて実施している。

II. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導は、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

III. 達成しようとする目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(%)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	参酌標準
被保険者	92.0	93.0	94.0	95.0	95.0	95.0	-
被扶養者	57.0	58.0	59.0	60.0	60.0	60.0	-
合計	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率を 55.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(%)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	参酌標準
被保険者	10.5	20.9	31.4	41.8	52.3	57.4	-
被扶養者	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	-
合計	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	55.0	55.0

3. 特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を国が示す各医療保険者種別の目標に基づき 25.0%以上とする。

IV. 特定健康診査等の対象者数

1. 特定健康診査

被保険者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	8,331	8,791	9,251	9,711	10,171	10,631
目標実施率 (%)	92.0	93.0	94.0	95.0	95.0	95.0
目標実施者数	7,664	8,175	8,695	9,225	9,662	10,099

被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	1,295	1,335	1,375	1,415	1,455	1,495
目標実施率 (%)	57.0	58.0	59.0	60.0	60.0	60.0
目標実施者数	738	774	811	849	873	897

合計 (被保険者+被扶養者) (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	9,626	10,126	10,626	11,126	11,626	12,126
目標実施率 (%)	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0	90.0
目標実施者数	8,374	8,910	9,457	10,013	10,463	10,913

2.特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者		9,626	10,126	10,626	11,126	11,626	12,126
動機付け支援	対象者数	669	712	756	801	837	873
	目標実施率 (%)	11.0	25.0	37.0	49.0	55.0	58.0
	目標実施者数	73	178	279	392	460	506
積極的支援	対象者数	921	980	1,040	1,101	1,150	1,200
	目標実施率 (%)	9.0	16.0	25.0	33.0	46.0	53.0
	目標実施者数	82	156	260	363	529	636
合計	対象者数	1,590	1,692	1,796	1,902	1,987	2,073
	目標実施率 (%)	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	55.0
	目標実施者数	159	338	538	760	993	1,140

V.特定健康診査等の実施方法

1.実施場所

(1) 特定健康診査

被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく健康診断等を実施し、実施健康診機関、もしくは事業主から健診結果を受領することで、特定健康診査を実施したものとする。また、当健康保険組合が実施する人間ドック・一般健診・巡回健診等を受診した場合は特定健康診査を受診したものとする。

被扶養者は集合契約において委託する全国の特定健診機関の中から対象者自らが選択して受診することとする。また、当健康保険組合が実施する人間ドック・一般健診・巡回健診等を受診した場合は特定健康診査を受診したものとする。他の法律等に基づき実施した健診については特定健康診査の項目をすべて実施したことが判断できる健診結果を当健康保険組合まで提出した場合には特定健康診査を受診したものとする。

(2) 特定保健指導

被保険者は当健康保険組合所属の保健師、もしくは外部委託先機関の保健師等により実施する。また、集合契約において委託する全国の特定保健指導機関の中から対象者自らが選択して特定保健指導を受けることとする。

2.実施項目

特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3.実施期間

実施時期は通年とする。

4.委託の有無

(1) 特定健康診査

当健康保険組合が直接契約する特定健診機関、または集合契約において委託する全国の特健康診機関にて受診が可能となるよう措置する。

(2) 特定保健指導

外部委託先機関に委託、または集合契約において委託する全国の特定保健指導機関にて受診が可能となるよう措置する。

5.受診方法及び費用

(1) 特定健康診査

集合契約において委託する全国の特健康診機関にて受診する場合には、被保険者及び被扶養者、任意継続者を問わず、当健康保険組合が発行する「特定健康診査受診券」と「被保険者証」を特定健診機関の窓口を持参し、特定健康診査を受診するものとする。なお、事業主が行う労働安全衛生法に基づく健康診断等や当健康保険組合が実施する人間ドック・一般健診・巡回健診等は、この方法に含まれない。

特定健康診査の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(2) 特定保健指導

集合契約において委託する全国の特定保健指導機関にて特定保健指導を受ける場合には、被保険者及び被扶養者、任意継続者を問わず、当健康保険組合が発行する「特定保健指導利用券」と「被保険者証」を特定保健指導機関の窓口を持参し、特定保健指導を受けるものとする。なお、当健康保険組合所属の保健師、もしくは外部委託先機関の保健師等が実施する場合には、この方法に含まれない。

特定保健指導の窓口負担は無料とする。ただし、本計画に基づく以外の実施方法による費用は個人負担とする。

6.周知・案内方法

周知は、当健康保険組合の機関紙等に掲載するとともにホームページ等に掲載して行う。

7.健診データの受領・保管方法

特定健康診査等の健診データについては、集合契約における健診データは契約健診機関から代行機関を通じ、電子データにて随時受領し、当健康保険組合で保管する。当健康保険組合が直接契約する特定健診機関等から提出される電子データについても同様に随時受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導データについては、集合契約における特定保健指導データは契約保健指導機関から代行機関を通じ、電子データにて随時受領し、当健康保険組合で保管する。外部委託先機関から提出される電子データについても同様に随時受領し、当健康保険組合で保管するものとする。

なお、データの保管年数は当健康保険組合が実施した分も含めて5年間とする。

8.特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、健診結果をもとに年齢や検査項目の数値等を考慮し、優先して選出する。

VI.個人情報の保護

当健康保険組合は、ベシアグループ健康保険組合個人情報保護基本規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託の際は、データの利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

VII.特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合のホームページに掲載する。

VIII.特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年運用体制の見直しを検討する。

また、平成32年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合には目標値

を見直すこととする。

IX.その他

当健康保険組合に所属する保健師等については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以上